

(書式 2 - 1)

株式移転の場合の、新株予約権者に対する通知・公告

新株予約権証券の提出に関する公告

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 h o c h i o

平成〇〇年〇〇月〇〇日の当社臨時株主総会における株式移転承認決議により、当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、新設する△△株式会社の100%子会社になることとなりました。株式移転契約において、当社の新株予約権者に対して、△△株式会社の新株予約権を交付することとされていますので、当社発行の新株予約権証券を上記株式移転効力発生日までに当社宛に提出されますよう、公告いたします。

以 上

解説

(株式移転子会社の新株予約権者に対する株式移転設立会社の新株予約権の交付と証券提出の通知、公告)

株式移転子会社の新株予約権者に対して、株式移転設立会社の新株予約権を交付することができる（会社法第773条第1項第9号）。

株式移転子会社が新株予約権証券を発行している場合、株式移転の効力が生ずる日までに、会社に対して新株予約権証券を提出すべきことを、1ヶ月前までに公告し、当該新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者には、各別に通知を行わなければならない（会社法第293条第1項第7号）。

